

**廃車などの手続きは
お早めに！**

原付バイクや農耕作業車、軽自動車などは、4月1日現在で登録されている方に1年分の軽自動車税が課税されます。軽自動車税は、月割り課税・還付はありません。使用していない車両がある場合や名義人が死亡・転出している場合は、3月末までに廃車・名義変更などの手続きを済ませてください。3月は窓口が大変混雑しますので、お早めをお願いします。

●車種別の手続き先

- 原付バイクや農耕作業車など 税務課 ☎22-1313
- 軽四輪など 軽自動車検査協会 宮城主管理事務所 ☎050-3816-1830
- 軽二輪や二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

**国民健康保険の手続きは
お早めに**

～加入・脱退は14日以内に～

退職などで勤務先の健康保険（社会保険など）の資格を喪失した場合は、国民健康保険（以下「国保」）に加入する手続きが必要です。また国保加入者が就職などで社会保険などに加入した場合も国保を脱退する手続きが必要です。

いずれの場合も異動があった日から14日以内に手続きをお願いします。

☎健康推進課 ☎22-1362

■人口 31,163人（前月比）-66人
男15,364人 女15,799人
■出生件数 5件 ■死亡件数 70件
■世帯数 14,017世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■国民年金の手続き

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者（学生・自営業者など）	就職して厚生年金などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚などで厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者（会社員・公務員など）	お勤め先を退職した	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	退職した後、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）	収入増加などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入していた配偶者が退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金などに加入した	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※日本国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入義務があります。
※市役所での手続きに必要なもの（基礎年金番号または個人番号が分かるもの、資格喪失証明書、身分証明書など）

☎健康推進課 ☎22-1362
大河原年金事務所
☎0224-51-3111
日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp>

高齢者にバスの乗車証を交付します

1カ月当たり4枚の乗車券（1乗車につき自己負担100円）と乗車証を交付します。

- 対象者 70歳以上の方（昭和30年4月1日までに生まれた方）
- 対象区間 ミヤコーバス白石遠刈田線（福岡方面）の白石蔵王駅～田中前（大泉記念病院）間
- 申請場所・期間
 - ①長寿課 3月21日（木）～
 - ②市民課 4月9日（火）～
 - その他 4月8日（月）までに

交付を希望する方は、長寿課で手続きいただくか、郵送での対応になります。郵送で手続きを希望する場合は、3月21日（木）までにご連絡ください。

※本年度交付を受けた方には個別にお知らせします。
※代理申請も可能です。
※申請が遅れると、月単位で助成券の交付枚数が減るのでご注意ください。

☎長寿課 ☎22-1361

市内の交通事故 1月1日～31日 ※（ ）は1月からの累計
■発生件数 63件(63件) ■死亡者数 0人(0人)
■負傷者数 0人(0人) ■物損件数 63件(63件)
■飲酒運転摘発者数 0人(0人)

**市民生活課・税務課の休日窓口の開設
および平日窓口を延長します**

- 日時
 - ・3月23日（土）9:00～16:00
 - ・4月1日（月）17:15～19:00
- 取扱内容
 - ①住民異動届（転入・転出・転居など）、②印鑑登録、③住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの交付、④マイナンバーカードの受け取り（予約制）、⑤所得証明などの交付、⑥マイナ保険証の設定支援

※内容によっては、取り扱いできないものもあります。詳しくは事前にお問い合わせください。

- 持ち物 マイナンバーカード・運転免許証・保険証などの身分証明書
- ☎市民生活課 ☎22-1312
税務課 ☎22-1313
デジタル推進課 ☎26-8228
（マイナ保険証の設定について）

重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。タクシー券か燃料券の一方を選択してご利用ください。

- 助成内容
 - ・タクシー券 1カ月当たり2枚を助成（1枚500円分）
 - ・燃料券 1カ月当たり1枚を助成（1枚1,000円分）
- 対象者
 - ①身体障害者手帳をお持ちで「1級」、「2級」の方
 - ・部位別等級が「3級」で肢体不自由の下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害に限る。
 - ②療育手帳「A」の方
 - ③精神障害者保健福祉手帳「1級」、「2級」の方
- ※所得制限の条件があります。また、施設入所者や3カ月以上の医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。
- 申請に必要な物 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、②自

- 動車検査証、③運転免許証（②・③は燃料券を選択する場合）
- 申請受付場所および受付開始日
 - ①福祉課 3月21日（木）～
 - ②市民課 4月9日（火）～
- ※市民課はタクシー券のみの受付になります。
- ※助成券は申請した月単位で発行になります。

- 休日窓口開設
 - 日時 3月23日（土）9:00～16:00
 - 場所 市役所2階 第2会議室
- 燃料券希望時の注意事項
 - ①障がい者の方が所有する自動車が対象になります。
 - ※療育手帳「A」の方や18歳未満の障がい者の方は、同居する家族の所有する自動車も対象。
 - ②障がい者本人以外の方が運転する場合は、次の条件に該当し同居する家族の方が運転することが条件です。
 - ・身体障害者手帳、療育手帳の「鉄道旅客運賃減額」の種別が「1種」の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方、18歳未満の障がい者の方
- ☎福祉課 ☎22-1400

**紙上から
お礼申し上げます**

■生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。（敬称略）
深澤寿之、白石北ロータリークラブ、フレスコ株式会社



▲受納書を手に山田市長、半沢教育長と記念撮影をする白石北ロータリークラブの皆さん

**公務員の採用退職等に伴う
児童手当の手続きについて**

- 児童手当受給者である公務員の方が退職・出向などにより公務員でなくなる場合
退職日（異動日）の翌日から15日以内に児童手当の支給申請が必要です。申請が遅れると受給できない月が発生する場合があります。
- 児童手当受給者が公務員になった場合
勤務先の所属庁から児童手当が支給されるため「受給資格消滅届」の提出が必要です。手続きに必要なものなど詳しくはお問い合わせください。
- ☎子ども家庭課 ☎22-1363

**3月は
国民健康保険税（9期）
後期高齢者医療保険料（9期）
の納期です**

「夜間収納総合窓口」開設

- 日時 3月25日（月）17:15～19:00
- 場所 収納管理室・会計課・建設課

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。